

令和 8 ～ 9 年度

第 1 回

磐田市上下水道事業審議会

説明用資料（下水道事業）

令和8年6月25日

磐田市 環境水道部 上下水道総務課・上下水道工事課

本日の議題

1

磐田市下水道事業の概要

下水道事業の概要、下水道施設の概要、下水道事業の沿革

2

磐田市の下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料

現在の使用料金表、静岡県内の下水道使用料の状況、静岡県内の下水道使用料の改定状況

3

前回審議会における意見

答申書に記された付帯意見

4

審議会スケジュール（予定）

今後の審議会開催予定及び議題

①磐田市下水道事業の概要

下水道事業の概要

磐田市下水道事業では、以下の3つの事業について、『下水道事業』として一体的に運営しています。

磐田市下水道事業

■ 公共下水道事業（市街化区域を対象）

■ 特定環境保全公共下水道事業（市街化調整区域を対象）

主に市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道（管轄：国土交通省）

■ 農業集落排水事業（農業集落を対象）

農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥を処理し、農業用排水の水質保全に寄与する下水道（管轄：農林水産省）

①磐田市下水道事業の概要 下水道施設の概要

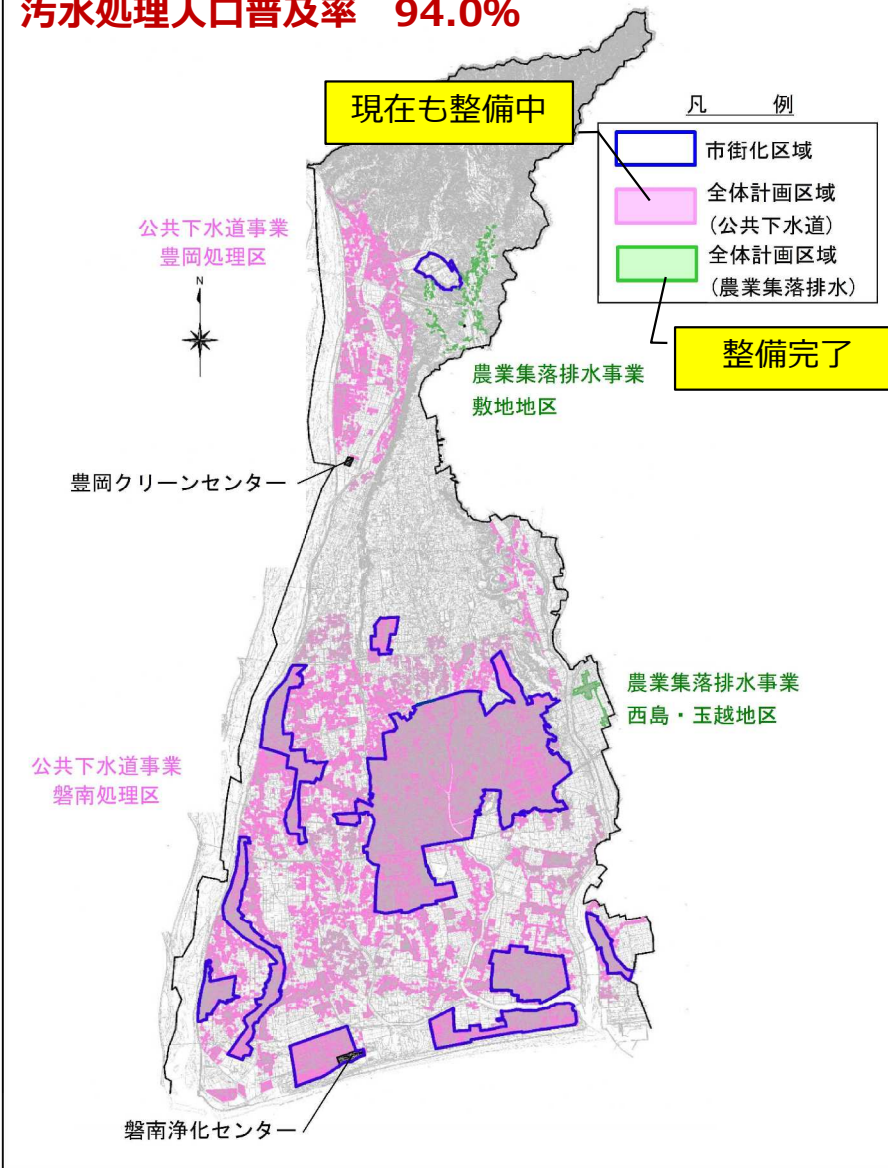
公共・特環

		磐南処理区	豊岡処理区
面積	事業計画	3,638 (ha)	299 (ha)
	整備済み	3,170 (ha) (整備率：87.1%)	285 (ha) (整備率：95.3%)
人口	整備済み	137,601 (人)	7,925 (人)
処理能力	整備済み	66,000 (m ³ /日)	3,300 (m ³ /日)
施設概要	処理施設	磐南浄化センター	豊岡クリーンセンター
	ポンプ施設	6 か所	なし
	管路施設	886 (km)	82 (km)

農集

		西島・玉越地区	敷地地区
面積	整備済み	11.7 (ha) (整備率：100%)	45.4 (ha) (整備率：100%)
人口	整備済み	544 (人)	1,020 (人)
処理能力	整備済み	317 (m ³ /日)	574 (m ³ /日)
施設概要	処理施設	西島・玉越処理施設	敷地処理施設
	管路施設	6.3 (km)	20.9 (km)

汚水処理人口普及率 94.0%



①磐田市下水道事業の概要

下水道事業の沿革（市町村合併以前）

年度	公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業		農業集落排水事業			
	磐南処理区	豊岡処理区	鮫島・浜部地区	西島・玉越地区	敷地地区	向笠里地区
昭和56年	事業着手					
平成 2年	供用開始		事業着手			
5年	使用料改定(旧磐田市)					
6年		事業着手	供用開始			
8年	使用料改定(旧福田町、旧竜洋町、旧豊田町)					
9年				事業着手		
10年					事業着手	
11年	使用料改定(旧磐田市)					
12年	使用料改定(旧福田町、旧竜洋町、旧豊田町)	供用開始	使用料改定			
13年						事業着手
14年				供用開始		
17年	市町村合併					

①磐田市下水道事業の概要 下水道事業の沿革（市町村合併以降）

年度	公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業		農業集落排水事業			
	磐南処理区	豊岡処理区	鮫島・浜部地区	西島・玉越地区	敷地地区	向笠里地区
平成17年	市町村合併					
19年	磐田市下水道事業審議会(H19.10～H21.6)				供用開始	
20年						供用開始
21年						
22年	使用料改定（改定率：平均7%）					
27年	磐南浄化センター等 県より移管					
28年	磐田市上下水道事業審議会(H28.8～H29.8)					
29年						
令和 元年	地方公営企業法の適用					磐南処理区へ編入
2年			磐南処理区へ編入			
3年	磐田市上下水道事業審議会(R3.8～R4.8)					
4年						
5年	使用料改定（改定率：平均13.9%）					

②磐田市の下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料 現在の使用料金表（基本料金・従量料金）

下水道使用料は、基本料金（定額、16m³まで）と従量料金（排水量によって加算）からなっており、3つの事業で統一された使用料体系となっています。

排水量

水道メーターの使用水量と同量で計算

	排水量	使用料
基本料金	0～16m ³	2,497円
従量料金 (1m ³ あたり)	17～20m ³	26.40円
	21～40m ³	133.10円
	41～60m ³	138.60円
	61～100m ³	150.70円
	101～200m ³	163.90円
	201m ³ ～	173.80円

※税込み **2か月分**

下水道使用料の計算方法（2か月分の排水量：40m³の場合）

基本料金	2,497.00円
従量料金 17～20m ³	26.40円 × 4m ³ = 105.60円
21～40m ³	133.10円 × 20m ³ = 2,662.00円
合計（1円未満切り捨て）	5,264円

累進使用料制

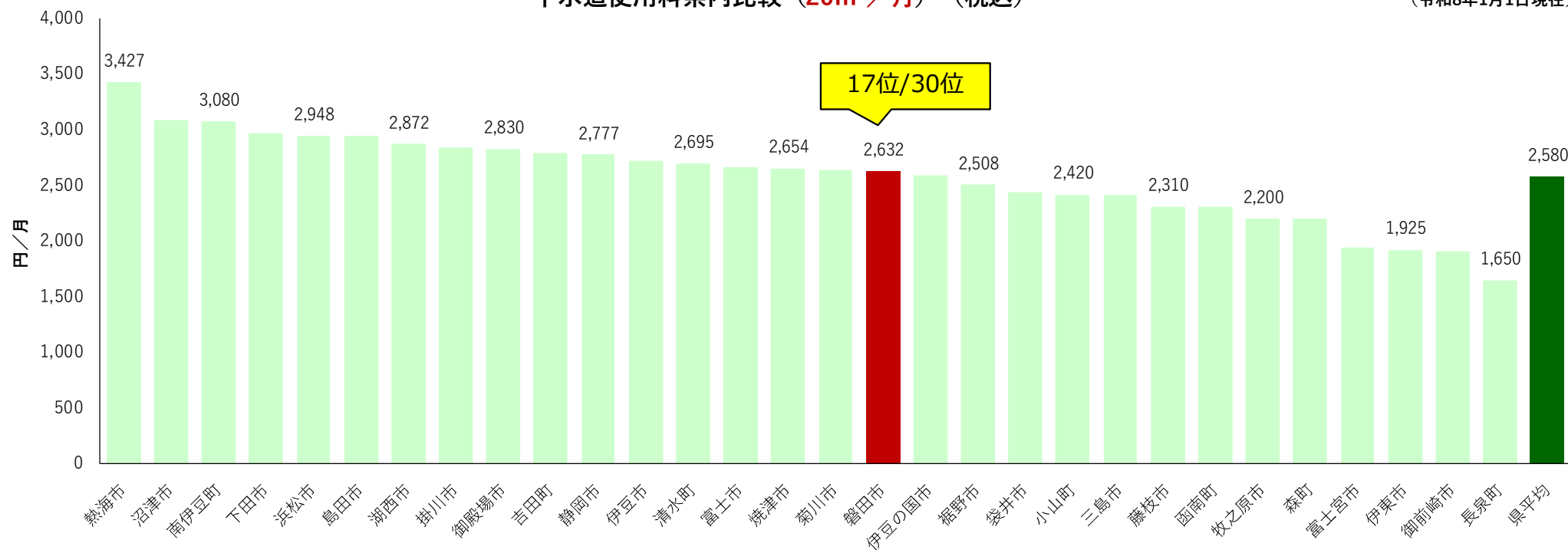
排水量が多いほど料金が高くなる

②磐田市の下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料 静岡県内の下水道使用料の状況

磐田市は、県平均に近い使用料水準になっています。

下水道使用料県内比較（20m³/月）（税込）

（令和8年1月1日現在）



②磐田市の下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料 静岡県内の下水道使用料の改定状況

直近5年間では18事業体が使用料改定を実施しています。

改定率※1	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
～10%	小山町(10.0%)	富士市(0.18%)	御殿場市(10.0%)	清水町(4.9%)	静岡市 少量(8.0%)
11～20%		伊豆の国市(12.4%) 磐田市(13.9%) 焼津市(17.0%)	島田市(18.6%)	熱海市(11.0%)	
21～30%			下田市(20.4%) 沼津市(20.5%) 三島市(28.0%) 吉田町(33.0%)		袋井市(20.7%) 御前崎市(25.0%) 静岡市 中量(26.1%) 大量(29.7%)
30%～					伊豆市(38.0%予定)
				南伊豆町(不明)	

※1：改定率については、市町村HP、決算統計を基に整理した「平均改定率」である（静岡市を除く※2）

※2：静岡市は平均改定率の掲載が無かったため、以下のケースで整理

少量：排水量40m³/2か月、中量：排水量1,000m³/2か月、大量：排水量10,000m³/2か月

③ 前回審議会における意見 答申書に記された付帯意見

使用料改定に関する意見

- 次回の改定の際は、目標とする**使用料単価150 円/m³の達成**を速やかに可能とする改定率や改定案を定めることで、安定的な事業経営を目指すことに努めること
- 将来的な課題として**従量料金の累進度の緩和**を検討すること
- 建設改良費などの増加が予測される経費は、更なるコスト縮減や業務改善を進めることで、事業経営の負担軽減を図ること
- 敷地地区の使用料金を統一する場合は、広報等を活用する中で、使用者に向けた丁寧な説明を行うこと →**令和5年4月改定にて統一済み**
- 市域全体を意識した汚水処理の観点から、公共下水道の計画区域外で設置される合併処理浄化槽との施策のバランスも考慮すること

④審議会スケジュール（予定）

今後の審議会開催予定及び議題

回	開催時期（予定）	議題（案）
第1回	令和8年6月25日	事業の概要
第2回	令和8年8月	事業の現状分析
第3回	令和8年10月	更新需要と財政収支見通し
第4回	令和8年12月	財政収支見通し（見直し①）
第5回	令和9年2月	財政収支見通し（見直し②）、使用料体系の基本事項・検討手順
第6回	令和9年4月	使用料体系（料金表）の改定案（見直し①）
第7回	令和9年6月	使用料体系（料金表）の改定案（見直し②）
第8回	令和9年7月	使用料体系（料金表）の改定案（見直し③）、答申書案
－	令和9年8月	答申

※ 上記スケジュールは現時点の目安であるため、検討の進捗次第で変更となる場合があります。